

令和7年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第2号）

1 令和7年12月9日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	森	ルイ	2番	浜田	幸造
3番	赤松	良雄	4番	水橋	直行
5番	進藤	雅通	6番	下末	典和
7番	末光	透	8番	信谷	俊樹
9番	渡辺	年範	10番	閑田	大祐

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

7番	末光	透	8番	信谷	俊樹
----	----	---	----	----	----

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	宮地	丈彦	書記	岡田	愛子
--------	----	----	----	----	----

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町長	谷川	正芳	副町長	小田	博
教育長	佐々木	智彦	総務課長	坂田	誠
企画課長	竹下	良二	税務課長	平道	龍二
住民課長	亀井	成美	会計課長	岡田	貴美
健康福祉課長	川野	義彦	地域経営課長	三村	竜也
建設課長	下川	昇	環境衛生課長	河田	弘文
学校教育課長	山本	秀樹	生涯学習課長	川本	亮之

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第1 議案第51号 大崎上島町コミュニティ集会所条例の一部を改正する条例について

第2 議案第52号 大崎上島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

第3 議案第53号 大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 5 4 号 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて

第 5 議案第 5 5 号 令和 7 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 3 号）

第 6 議案第 5 6 号 令和 7 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 7 議案第 5 7 号 令和 7 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

第 8 議案第 5 8 号 令和 7 年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 9 議案第 5 9 号 財産の取得について

第 10 議案第 6 0 号 財産の取得について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（閑田大祐君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（閑田大祐君） 日程第 1、議案第 5 1 号大崎上島町コミュニティ集会所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第 5 1 号大崎上島町コミュニティ集会所条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

木越会館については、これまで木越区が所有、管理してきましたが、維持管理費の負担が大きく、また区民の高齢化により管理体制の維持が困難となっております。このため、町が地域住民の交流拠点として木越会館をコミュニティ集会所として管理、運営することとし、当該条例に木越会館を追加し、改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

水橋議員。

○4番（水橋直行君） 今のコミュニティー集会所についてなんですけれども、他の地区において区が所有しているようなものはまだ現在残っておられますか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 他の地区が所有している集会所はちょっと把握しておりません。ただ、指定管理を結んでいただいていない集会所というものが3件ほどございます。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） というのが、もう過疎もどんどん進んできようところもあって、区の人口がどんどん減ってきてよと思います。今のこの木越会館も人が少なくなって、高齢化してきて、管理がしんどいよという部分だと思うんです。その辺も含めて、他の地区のことについても現状把握して考えていただいて、今後の対応につなげていただいたらと思います。

○議長（閑田大祐君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第51号大崎上島町コミュニティー集会所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第2、議案第52号大崎上島町非常勤消防団員に係る退職報

償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第52号大崎上島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、消防団員の退職報償金に勤務年数35年以上の区分が創設されたため、所要の改正を行うものです。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第52号大崎上島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第3、議案第53号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第53号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、印鑑登録事務に係る情報システムを国の示す標準化仕様書に準拠したシステムに移行します。これに伴い、印鑑登録の運用を国の示す標準化仕様書に合わせるため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第53号大崎上島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第4、議案第54号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第54号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な内容としましては、過疎債を活用する予定のハード1事業を計画に追加するものがあります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 企画課長。

○企画課長（竹下良二君） 大崎上島町過疎地域持続的発展計画の変更により追加計上等の事業について説明いたします。

令和3年9月に策定の過疎地域持続的発展計画にハード事業1事業を追加し、計画を変更するものでございます。追加事業として、ハード事業は、持続的発展施策区分、事業名、市町村道路に、事業内容として町道幸田線改良事業を計画に追加しております。追加及び変更の事業につきましては、過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適債性について検討し、計上しております。

なお、計画の変更に係る広島県との協議につきましては、令和7年10月15日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡辺議員。

○9番（渡辺年範君） これ、予算的なものは大体分かつとんですか。大体どのぐらいわかる。それとも、これから審議ということで。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 渡辺議員の質問にお答えいたします。

工事予算はもう計上しておりまして、もう契約も終わっております。契約金額は約23

0万円ぐらいになります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第54号大崎上島町過疎地域持続的発展計画の一部を変更することについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第5、議案第55号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第55号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,101万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億9,738万6,000円と定めるものです。

補正予算の主な内容は、ふるさと納税推進事業について追加計上を行うとともに、その他事業の施行に伴い、予算の補正が必要となった事業について所要の補正を行うもので

す。

第2表繰越明許費では、消防・防災設備機材整備費等2事業について、その事業費を翌年度に繰り越すこととしており、第3表債務負担行為補正では、新たに火葬場「大峰苑」管理運営委託料の追加を、第4表地方債の補正では、事務費等の補正に伴い、起債の限度額について補正を行っております。

歳入予算では、国庫支出金、県支出金、寄附金、町債を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細につきましては、総務課長より説明申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 一般会計補正予算（第3号）の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いします。

第2表繰越明許費では、年度内の完了が見込めない事業など2事業、総額2億1,489万8,000円を次年度に繰り越すこととし、計上しております。

6ページをお願いします。

第3表債務負担行為の補正では、火葬場「大峰苑」管理運営委託料について追加計上しております。

7ページをお願いします。

第4表地方債の補正では、町道東原下向山線改良事業等4事業について、事業費の増に伴い所要の調整を行いましたので、起債の限度額について総額で1,130万円の増額を行っております。

11ページをお願いします。

歳入予算ですが、県支出金では、県負担金の広島県移譲事務交付金では、交付決定に伴い土木建築公共事業移譲交付金195万円の増額を行っております。

12ページをお願いします。

寄附金では、寄附金の一般寄附に寄附業者1社で203万3,000円の新たな計上を、ふるさと納税寄附金に受納実績見込みに伴いふるさと納税寄附金6,700万円の増額を行っております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金に歳入歳出予算の均衡を図るため財政調

整基金繰入金5,836万8,000円の追加を、町債では、町債の土木債に事業の変更に伴い町道東原下向山線改良事業等3事業で1,030万円の増額を計上しております。

14ページをお願いします。

歳出予算ですが、議会費では、議会費の議会費に議会だよりページ数増に伴い議会運営費21万2,000円の追加を、総務費では、総務管理費の財政管理費に認定団体等指定ふるさと納税の増額見込みに関わる団体交付金の不足分等としてふるさと納税推進事業7,096万4,000円の追加を、財産管理費に宇浜集会所改築工事に係る土地の購入費として町有財産管理費629万3,000円を追加計上しております。

15ページをお願いします。

統計調査費の基幹統計調査費に最低賃金引上げによる国勢調査員報酬として統計調査事業諸費108万5,000円の追加を、民生費では、社会福祉費の高齢者福祉費に老人入所者の増に伴い老人保護措置費600万7,000円を追加計上しております。

16ページをお願いします。

生活困窮者福祉費に令和6年生活困窮者自立相談支援事業国庫確定による精算返還金192万1,000円の追加を、生活保護費の扶助費に令和6年度生活保護費等国庫負担金の確定に伴う返還金514万4,000円を追加計上しております。

17ページをお願いします。

農林水産業費では、農業費の農業振興費に企業寄附活用事業としてかんきつ産地育成事業203万4,000円を追加計上しております。

18ページをお願いします。

土木費では、道路橋りょう費の道路維持費に各地区要望等への対応に伴い道路維持費2,007万5,000円の追加を、道路新設改良費に事業費増額に伴い町道東原下向山線改良事業506万7,000円の追加を、都市計画費の空家等対策費では、危険建物除却促進事業補助金の申請件数増に伴い空家等対策事業240万円の追加計上しております。

19ページをお願いします。

教育費では、社会教育費の大崎上島文化センター費では光熱水費不足見込みに伴い大崎上島文化センター運営費413万3,000円を追加計上しております。

20ページをお願いします。

保健体育費の体育施設費では、西野スポーツ広場周辺伐採工事等に伴い屋内外運動場等

管理費122万8,000円の追加計上しております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問は一問一答方式とし、質問数の制限はありませんが、同一質問の回数は3回までとします。

それでは、質問される方はページ数、款項目節を言って質問してください。

水橋議員。

○4番（水橋直行君） 18ページの6、8、5、3、空き家対策についてなのですが、これ近年空き家対策、空き家も増えてきて、空き家の申請が多くなってきたからこの補正が入ってきているものだと認識しているんですが、多くなっているからこそ最初当初予算で組んだ予算以上のものが、補正が入る以上、以上のものが申請されてきているわけですが、予算がなくなる時点で、なくなると見込まれる時点でその申請においては補正を組むのだから、そのままずっと作業としてはやっていたくものなのか、補正がもう予算がないから待ってくれ、来年に回してくれとか、例えば補正が来るまで待ってくれとか、その辺はどのような対応をされています。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 水橋議員の質問にお答えいたします。

空き家対策の件で、ある程度の見込みで当初予算組んでおります。ただし、予算が件数多くてなくなっていく、ほんで補正予算で対応すると。昨年度からずっと補正予算のほうで対応して、なるべく空き家対策のほうを、除却される場合はお願いしたいと思っておりますので、今後も予算がなくなるとまた補正予算の対応でいきたいとは思っております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） そういう意味じゃなくて、補正予算で多分やりようること自体問題はないんですが、作業としてなんですけれども、予算がなくなる、補正を組まにゃいけない状態のときに、作業として申請があったら、いや、金がないけえ待ってくれって待たすものなのか、それとも補正の見込みの下、継続して作業はしていただくものなのかというのが、やっぱりいろいろタイミングもあったりしてそれぞれ町民の方の懐事情もいろいろ

あったりすると思うんですが、そのタイミングを逃したがために作業というか、空き家対策というか、その空き家の対策をしない状況に陥るのも支離滅裂なような気もするので、できれば継続的にスムーズな作業に適用してほしいかなという意味合いの質問です。

○議長（閑田大祐君） 課長。

○建設課長（下川 昇君） 予算がなくなると一応補正予算で対応するので、説明はいたします、申請者の方に。待っていただけるのであれば、補正予算対応後、申請をうちのほうを受けて、その後連絡を取り、対応するようにはしております。ただし、予算がついてない場合には、ちょっとまだ工事発注とかそういったものについては待っていただくようお願いはしております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 水橋議員。

○4番（水橋直行君） 予算的なものもあるけえあれなんですけど、議会の承認が得られるかどうか分からないから分からないと言われたらそれまでなんですけど、できればですけど、やっぱり今こういう制度があってその制度を利用しながら対策をしていかれる方が申請されてると思いますので、できればスムーズに、待ちじゃなくて、実際にこれというのが、待ってもらったけどタイミングちいと悪いけえ来年度と言ったら、待てんのんよという人たちの声も聞いたことがあるから、の部分なんですけど、スムーズにできるような対策、対応を考えていただければありがたいと思います。

○議長（閑田大祐君） 答弁いいですか。

ほかにありませんか。

森議員。

○1番（森 ルイ君） 17ページ、衛生費農林水産業費農業費農業振興費の中のかんきつ産地育成事業についてご説明をお願いします。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 森議員の質問にお答えいたします。

このたび計上させていただいているかんきつ産地育成事業については、ポッカサッポロさんの寄附金を活用して行う事業でございます。中身といたしましては、レモンの苗木を購入した方に対する補助とレモンの肥料を購入した方に対する補助をする予定としております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 森議員。

○1番（森 ルイ君） これは、対象が農業をされている方なのか、個人でも利用できるのかというところと、販売場所についてお伺いします。

○議長（閑田大祐君） 地域経営課長。

○地域経営課長（三村竜也君） 活用いただけるのは、個人の方でも活用いただけます。ただし、農協さんのほうで苗木及び肥料を購入した方が対象となります。

以上です。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

浜田議員。

○2番（浜田幸造君） 18ページの土木費の道路維持なんですけども、ちょっと確認します。

道路舗装とか県道の舗装とかセンターラインは、これ県の費用でありますか、町がやるんですかね。センターラインの道路舗装、道路維持の舗装です。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 浜田議員の質問にお答えします。

センターライン等ですね、この維持の中に入ってるかということ。この予算の中には入っておりません。ただし、センターライン等、当初予算のほうで計上している予算内で今後やっていく予定にはしております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 浜田議員。

○2番（浜田幸造君） 維持舗装につきましては県がやるんかね。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 権限移譲のほうも増額になっているものについて維持工事で行う予算になってますので、この中に入ってるかという入ってはおりません。ラインについてはですね。これは、あくまで県道の補修工事のみとなっております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 委員会で建設課長にも聞いて度重なる質問ですけども、予算がない、権限移譲されとる割には予算がないって、住民からは苦情が出て、町長も何回も聞いてると思うんですけども、僕らも2月にちょっと県土木に行ってお願いしようと思うんですけども、課長の気持ちとしてはどれぐらい今の予算、例えば1,000万円ぐらいあって、4,000万円か5,000万円ぐらいあれば今の町民の要望がかなえられる。例えば伐採ができたり悪いところの補修とかラインができるかということ、僕ちょっと今、2月行くから計算してくれと言っとるんですけども、その維持。この間課長が県土木行ってお願いしたけど、なかなか県の予算も難しいの分かるんだけど、そのギャップどのぐらいあるのか。

○議長（閑田大祐君） 建設課長。

○建設課長（下川 昇君） 赤松議員の質問にお答えいたします。

現在、今年で約2,500万円ぐらいの権限移譲をいただいているんですけど、これからまだ伐採等を行って行ってラインまで全部いくとなると、恐らく3,000万円超えてかなり必要だとは思いますが。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 町長に質問ですが、僕らも要望しても、ない予算はできないということばかり聞かれて、住民がどうなると言われとるんですけども、もう少し県もそういった、せめて木を切るとか、今の道路、町長も県道何か所も要望を聞かれたと思うんだけど、もう少し県にお願いして、改良じゃなしに修繕ぐらいの金はできるようにしていただきたいと思うんですが。

○議長（閑田大祐君） 町長。

○町長（谷川正芳君） 赤松議員の質問にお答えいたします。

今現在でも土木の東広島のほうの所長ともいろいろそういう話もして、維持管理というところが非常に厳しい状態が続いております。しかしそうはいつても、国のほうにも伝えられているんですけども、建設だけではなく維持管理ということが今一番非常に経費がかかっておる。そこに対しての目配りをお願いしたいというのは、これからも引き続き伝えてまいりたいと思います。努力してみます。

○議長（閑田大祐君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第55号令和7年度大崎上島町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第6、議案第56号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第56号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,882万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,233万2,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、保険給付費見込み増による財源調整として普通交付金556万7,000円を、また被保険者返納金として2,325万7,000円を予算化し、歳出予算では、保険給付費見込額2,882万4,000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第56号令和7年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第7、議案第57号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第57号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ414万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億249万3,000円と定めるものでございます。

補正予算の内容は、歳入予算では、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金389万8,000円を予算化し、歳出予算では、地域支援事業の見込額の増加に伴い414万4,000円の追加等を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第57号令和7年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第8、議案第58号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第58号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和7年度大崎上島町下水道事業会計予算の収益的支出の予定額において下水道事業費用を4億3,370万2,000円と定めるものでございます。

補正予算の主な内容は、下水道事業費用では、処理場費に光熱水費118万4,000円を、総係費に人事異動に伴う給料等75万9,000円を計上しております。

以上でございます。慎重審議の上、決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第58号令和7年度大崎上島町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決
決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり
決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第9、議案第59号財産の取得についてを議題といたしま
す。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第59号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、
ポータブル電源購入に係る契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございま
す。

当該契約につきましては、令和7年11月4日に指名競争入札を執行した結果、株式会
社三葉ポンプが落札し、同月7日に契約金額1,293万6,000円で仮契約を締結し
ております。

購入予定のポータブル電源は、災害時の避難所等でスマホや通信機器を充電し、情報収
集や照明、医療機器、調理機器など電気が使えない環境で最低限の生活を維持するために

整備するものであり、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用した避難所用資機材整備事業の一環として整備するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第59号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり決定されました。

○議長（閑田大祐君） 日程第10、議案第60号財産の取得についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷川正芳君） 議案第60号財産の取得について提案説明を申し上げます。

本案は、大崎上島町契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、ワンタッチパーティション購入に係る契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

当該契約につきましては、令和4年11月4日に指名競争入札を執行した結果、株式会社クマヒラセキュリティが落札し、同月7日に契約金額1,518万円で仮契約を締結し

ております。

購入予定のワンタッチパーティションは、災害時に避難所や体育館などでプライバシーや衛生環境を確保するために整備するものであり、新しい地方経済生活環境創生交付金を活用した避難所用資機材整備事業の一環として整備するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（閑田大祐君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

赤松議員。

○3番（赤松良雄君） 物を買うんは説明を受けたんですが、入札執行状況のところて納入場所が沖浦になつとんですが、予定はどここの場所に。ただ書いてあるだけですか。パーティションって多分大きいものだろうと思うんで、折り畳んでも。だから、そこら辺はどうなつとるんか。

○議長（閑田大祐君） 総務課長。

○総務課長（坂田 誠君） 今、防災倉庫を建築予定でございます。その中にまだ入れることができないので、沖浦のストックヤードが空いているのでそこに仮置きをさせていただいております。

以上です。

○議長（閑田大祐君） 赤松議員。

○3番（赤松良雄君） あそこは高潮も来ることも予想されとるんで、大潮のときにね。ストックヤード、古紙置いたところでしょ。だから、潮があることがあるけえそういうことも頭に入れて、漬からんように置いてください。ネズミもおるみたいだから、そこら辺はちゃんとして納入か保管していただければと思うんで。

○議長（閑田大祐君） ほかにありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（閑田大祐君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第60号財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり決定されました。

お諮りします。

議案等調査のため、12月10日から12月14日までの5日間休会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（閑田大祐君） 異議なしと認めます。したがって、12月10日から12月14日までの5日間休会することと決定いたしました。

以上で本日の日程を全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

15日も9時から開会いたします。

午前9時42分 散会